

遺留分の放棄

相続開始前に家裁の許可

前回、遺留分についてお話ししましたが、遺留分権利者は遺留分を放棄することが認められています。

まず、相続開始後に、個々の遺留分減殺請求権を放棄すること、一括して遺留分権全体を放棄することも可能です。実際には、遺留分権利者が減殺請求権を行使しないことで事実上の放棄の結果になることが多いと思われます。

相続開始前に予め遺留分権を放棄することも可能です。

相続の開始前における遺留分の放棄は家庭裁判所の許可を受けたときに限りその効力を生ずるとされています（民法1043条①）。

遺留分の放棄を無制約に許すと被相続人の圧力によって相続人に放棄を強要するような弊害も考えられることから、家庭裁判所の許可を要件としたのです。

家庭裁判所は、申し立てがあると遺留分放棄の理由、妥当性等を確かめたうえで許可の審判をします。

たとえば、事情があつて被相続人が相続人A、B、CのうちAに全財産を承継させたいと考えたとき、A

に全財産を生前贈与したり、全財産を遺贈するとの遺言を作成したりすれば、B、Cの遺留分を侵害することになり、相続開始後に遺留分減殺の問題を生じる心配があります。しかし、B、Cの遺留分放棄の手續がしてあれば、相続開始後にB、CからAに対する遺留分減殺請求は認められないことになります。

遺留分放棄の手續はB、Cから家庭裁判所へ申し立てるので、B、Cの協力が必要ですが、それまでの経済的援助があることやある程度の財産分与をすることで、B、Cの理解を得ることも考えられます。

ただし、遺留分の放棄は相続権の放棄ではありませんから、B、Cが遺留分の放棄をしても被相続人からAに対する生前贈与又は遺贈の遺言をしておかなければ、相続開始後にB、Cは法定相続分に基づく遺産分割を求めることもできるのです。このような場合、遺留分放棄と贈与、遺贈とを合わせて考え、処理しておくことが肝要です。

なお、共同相続人の一人のした遺留分の放棄は、他の各共同相続人の遺留分に影響を及ぼさない（同1043条②）とされています。相続放棄の場合と異なり、遺留分の放棄により他の相続人の遺留分が増加するわけではありません。